

電気供給約款別紙（中部電力パワーグリッド株式会社管内）

実施要綱 中部 のむシリカ電力 従量電灯B

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

愛知県、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）、静岡県（富士川以西）、長野県

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ニ（基本料金および電力量料金単価）(a)のとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（中部のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

また、①基本料金＋②電力量料金の合計が3（契約種別、料金単価等）ホ（最低月額料金）に定める最低月額料金を下回る場合には、同3（契約種別、料金単価等）ホ（最低月額料金）に定める計算方法が適用されます。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (b)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電流

- (a)契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (b)当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ニ) 基本料金および電力量料金単価（税込）

(a)基本料金

基本料金は、契約電流に応じて1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

基本料金	10A	1 契約	294 円 03 銭
	15A		441 円 05 銭
	20A		588 円 06 銭
	30A		882 円 09 銭
	40A		1,176 円 12 銭
	50A		1,470 円 15 銭
	60A		1,764 円 18 銭

(b)電力量料金単価

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	～120kWh	1kWh	21 円 12 銭
	120kWh～300kWh	1kWh	25 円 54 銭
	300kWh～	1kWh	28 円 46 銭

ホ) 最低月額料金

ニ（基本料金および電力量料金単価)(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および本約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

最低月額料金	1 契約につき	263 円 40 銭
--------	---------	------------

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和5年7月1日から実施いたします。